

東かがわ市地域情報化検討委員会
答 申

平成18年3月

17企第441号
平成18年2月20日

東かがわ市長 中條 弘矩 殿

東かがわ市地域情報化検討委員会
委員長 菊池 浩三

東かがわ市地域情報化基本計画について(答申)

平成18年2月1日付け17企第432号で諮問のあった標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 諮問に対する本委員会の意見

貴殿から諮問された「東かがわ市地域情報化基本計画(案)」について審議した結果、原案のとおり承認いたしました。

なお、計画の実施・実現にあたっては、次の点に留意されますよう申し添えます。

①はじめに

本答申は、東かがわ市地域情報化検討委員会委員の総意をまとめたものである。

情報化システムは、整備に費用がかかるのみでなく、技術動向の変化が激しく陳腐化が速いという事実があるが、情報化推進は世の中の趨勢であり、東かがわ市に見合った情報化システムの整備は必須と考える。

今後の情報化推進の実現にあたっては、このような情勢を市民の共通認識としていただきたく、本基本計画については早急に公表及びパブリックコメントを実施し、市民のニーズ・意見を広く集約のうえ、対応していただきたい。

②全体に関して

情報化システムは、変革が激しく急激に陳腐化することを念頭に置き、民間活用も十分視野にいれ、情報化システムを構築する前には十分調査・研究を実施し、行政と民間事業者が各担当分野において効率的となるよう推進していただきたい。

このとき、縦割り行政とならないよう、各部署と密に連絡を取り合って実施していただき、二重投資にならないよう配慮していただきたい。

また、実施にあたっては、「公平性」が守れるよう、高齢者のみを考慮の対象とせず、若者も含め多く多くの市民が利益を享受できるよう御配慮をいただきたい。また、過疎地・山間地を抱える東かがわ市の特殊性にも配慮し、公平性が守れるように推進していただきたい。

具体的な計画の執行にあたっては、予算の縛りが入るが、柔軟かつ段階的な実施に努めていただきたい。

さらに、情報化システムは初期投資を実施すれば完了するわけではなく、実際の運用の善し悪しが市民の満足度向上につながるものであるため、提供するサービスは実運用までを十分に考慮して実施していただきたい。

また、情報弱者をつくらないように、利用者の教育についても配慮していただきたい。

将来の東かがわ市のあるべき姿も大切であるが、直近の問題への対応も重要であり、それが市民の関心事でもあるので、早期実施案件については、できるだけ早急に実施をしていただきたい。

また、県等が実施している各種事業(サービスを含む)に対しては、すでに十分配慮をいただいているが、今後ともさらなる連携をとり、二重投資にならないよう配慮していただきたい。

③情報通信基盤の整備について

インフラの種類(光ケーブル、無線、メタル、CATV等)については、特に具体的には述べないが、通信速度(何kbps)で概略分類した実現希望時期は次のように考える。

東かがわ市の一部地区(福栄・五名地区等)においては、1Mbps程度のブロードバンドサービスすら提供されていないという状況にある。このような地域格差やデジタルデバイドの解消は急務であり、情報化時代に取り残されてしまっている地域の存在は早急に解消する必要がある。このとき、既存の施設(学校間の光ファイバー網)の転用可能性も十分に検討し、効率的な投資となるよう考慮いただきたい。

また、工業団地等から上がっている光ケーブルの設置要望等については、別途協議する場を設け、組合設立等の手段によりある程度の受益者負担の上で実現の可能性を検討していただきたい。これは雇用機会の創設につながり市の活性化対策の一つになると考える。

100Mbps程度の高速なブロードバンドサービスの実現については、費用を十分考慮し、将来の構想として検討を継続していただきたい。これに関しては、全てを市でまかなうのではなく、民間業者が実施できる地域と行政が実施すべき地域を別けるなど、十分な検討をしていただきたい。

また、情報の参照や施設等の予約などが容易に可能となるよう、必要ならば各地区の特定の場所に「情報端末の設置」等の検討もしていただきたい。

さらに、インフラ整備とともに、情報弱者への教育はぜひ実施していただきたい。行政等からの情報の一方的提供のみでなく、受け手が情報を十分に活用できるような教育と、利用者自身が情報発信できるような教育の両面を実施していただきたい。この教育では、ボランティアの活用等についても検討していただきたい。

④安全・安心なまちづくりについて

「安全・安心なまちづくりの推進」は市民の希求するところであり、防災・防犯についての対応は重要な課題である。特に防災情報は、「正確な内容」を「確実に伝達」でき、「容易に理解」できるものでなければならない。しかし、現在のサイレンによる通知は市民にとっては意味が不確かであるだけでなく、いざというときには、風雨等に遮られ伝達できたかどうか不明である。そのため、防災情報は、特定手段のみに頼るのではなく、予算面での考慮のもとに二重化三重化(インターネット、ラジオ、テレビ、携帯電話etc)して確実に伝達できるシステムの構築が望まれる。

将来的には、情報伝達手段として映像を利用することも検討していただきたい。

ただし、日常利用されていない機器を利用した防災情報の伝達では、いざというときに利用できなくなっている等の不具合が発生した事例もあり、情報提供手段については十分な考慮が必要である。

また、防災は情報提供の手段が提供されればそれで伝達できたと考えるのは好ましくなく、情報を受ける側の体制作り(自主防災組織等)も大きな課題である。そのためにも、「住民同士のネットワーク」を大切に、日ごろより地域コミュニティの確立にも尽力していただきたい。そして、自主防災組織やコミュニティが機能するような組織化と訓練をぜひとも実施していただきたい。

⑤連携・協業によるにぎわいの創出などについて

市が提供する現在のホームページをさらによくするような検討も実施していただきたい。その中で、各種団体等へのリンク(商工会、商工会青年部、ニューツーリズム協会等のホームページへのリンク等)が可能であれば早急に対応する等、各々のページのさらなる改善に努め、東かがわ市をさらにアピールするように努めていただきたい。

また、資源の有効化をはかり、民間事業を活用して、市民の参加を広く呼びかけ、それに答えられる人材育成を図っていただきたい。そして、東かがわ市からの全国への情報発信が実現されるよう強く望んでいる。

⑥その他の事項

電気通信事業者への要望は市民の声として整理し、必要な改善は事業者に申し入れるよう地区の皆さんに働きかけていただきたい。

また、インフラ整備が完了してから情報提供を検討するのではなく、各種既存メディアを活用して、将来の環境整備時にどのような情報が発信できるのか、事前準備を含め市から市民への情報発信の試行実験をなるべく早急にしていただきたい。

⑦最後に

今回、市民の意見を聞くということで、東かがわ市地域情報化検討委員会という大変良い機会を委員各位に与えていただいたことに感謝している。しかし、情報化は本答申の先頭にも述べたとおり、変革が非常に激しいものである。今後とも、市民の声を反映できるような体制作りに関しては、必須のことと考えられるのでご検討いただき、常に時流にあった対応が可能な御配慮をお願いしたい。

東かがわ市地域情報化検討委員会 設置要綱

平成 17 年 5 月 27 日
告示第 56 号

(設 置)

第 1 条 本市における情報化施策の総合的な推進を目的とした東かがわ市地域情報化基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に必要な事項の調査及び審議を行うため、東かがわ市地域情報化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第 2 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。） 1 人
- (2) 関係団体等の代表及び関係者
- (3) 市民から公募した者 10 人以内
- (4) 市助役
- (5) 市議会議員

(任 期)

第 3 条 委員の任期は、第 1 条に掲げる基本計画の策定をもって終了するものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員長は、学識経験者とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、市助役がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員が会議に出席できないときは、代理の者が出席することができる。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(会議録)

第 6 条 委員会は、会議録を備えるものとし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事経過の要点
- (5) その他議長が必要と認めた事項

(庶 務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(報 償)

第 8 条 委員会に出席した委員については、報償を支給することができる。

2 前項の報償の額は、1 日当たり 8,000 円とする。ただし、委員会が 2 時間以内の場合は、4,000 円とする。

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

東かがわ市地域情報化検討委員会 委員名簿

(委嘱期間：平成17年6月27日～基本計画の策定日)

構成	氏名	所属団体名等
学識経験者	菊池 浩三	徳島文理大学
教育関係	政岡 克己	東かがわ市少年育成センター
経済関係	田村 雅章	東かがわ市商工会青年部
経済関係	福崎 元二	東かがわ青年会議所 ※H17.12.31をもって青年会議所を退任
経済関係	田中 勝弘	工業団地
福祉関係	津野 正敏	東かがわ市社会福祉協議会
防災関係	六車 数己	大川広域消防本部
地場産業 関係	古井 清二	農業経営者協議会
観光振興 関係	高橋 史	NPO法人 東かがわ市ニューツーリズム協会
地元地域	小北 逸郎	五名連合自治会
一般公募	岡本 寿	公募委員
一般公募	坂本 厚子	公募委員
一般公募	水口 晶夫	公募委員
一般公募	宮本 光	公募委員
一般公募	渡辺 孝	公募委員
議会	井上 弘志	東かがわ市議会
行政	近藤 清志	香川県政策部情報政策課
行政	橋本 昂	東かがわ市助役

東かがわ市地域情報化検討委員会 審議経過

開催回数	開催年月日	内 容	備 考
第1回	17. 6. 27	<ul style="list-style-type: none"> *発足・委嘱状交付 *委員会の目的及び基本計画策定に向けたスケジュールの確認 *第1回講演(勉強会) 【総務省四国総合通信局】 	〔講演〕 国・地方における情報化施策
第2回	17. 7. 25	<ul style="list-style-type: none"> *第2回講演(勉強会) 【NTT西日本香川支店】 	〔講演〕 通信関連事業の現況と将来展望
第3回	17. 8. 22	<ul style="list-style-type: none"> *第3回講演(勉強会) 【①NHK高松放送局】 【②(株)ケーブルメディア四国】 *基本計画策定用アンケートの依頼 	〔講演〕 放送関連事業の現況と将来展望 ①地上デジタル放送 ②ケーブルテレビ 〔資料〕 ①先進自治体の事例 ②市情報化施策の現況 ③情報通信用語集
第4回	17. 9. 26	<ul style="list-style-type: none"> *講演(勉強会)まとめ *第3回配付資料の説明 *アンケート集計結果の報告 *計画への基本的サービスの審議 	
第5回	17. 10. 24	<ul style="list-style-type: none"> *香川県の情報化についての説明 【県政策部情報政策課】 *基本計画(素案)の説明 *通信基盤(インフラ)の説明 	基本計画(素案)の提示
第6回	17. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> *基本計画の内容審議・意見集約 	〔要望〕 ①市役所各部署への意見照会 ②地域防災計画の説明
第7回	17. 12. 26	<ul style="list-style-type: none"> *基本計画・答申内容の審議 (プライオリティ付け) 	審議期間の延長について決定： 最終2月第9回
第8回	18. 1. 23	<ul style="list-style-type: none"> *基本計画・答申内容の審議 	
第9回	18. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> *基本計画(案)・答申の承認 	市長に答申書を提出

東かがわ市地域情報化検討委員会
